

平成30年10月

年金受給中 および 受給待期中 の皆様へ
(旧日本金属厚生年金給付を継承されている方)

日本金属企業年金基金

企業年金の受取り方法の選択肢追加について

当基金から旧日本金属厚生年金基金の「上乗せ年金」= 基本年金をお受取りの方(又は、60歳からのお受取りをお待ちになっている方)は、終身年金に替えて、一括支給の「一時金」に変更して受取ることが、可能になりましたのでお知らせいたします。

従来は一括支給対応ができませんでしたが、この度厚生労働省から「受取り方法の選択肢追加」に関する規約変更の認可を得たことで、いつでも「一時金」での受取りが可能になりました。

つきましては、受取り方法の変更をお考えの方は、当基金宛までお申し出ください。

なお、一時金支給額算定のための資料、規約変更部分の新旧対照表等を別紙として添付しましたのでご確認ください。

記

1. 受取り方法の変更手続きについて

下記3.の問合せ先にご連絡ください。当基金より手続き書類等をお送りしますので、案内に従ってご返信ください。お支払する一時金額は、手続き書類にてお知らせいたします。

(なお、後掲別表「一時金の支給率・乗率表」で、おおよその金額を確認いただくことができます)
一時金受取りで上乗せ部分の支払は終了し、以後年金の支給はございません。

2. 申出期限について

申出期限はございません。

3. 問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝5丁目30番7号

日本金属企業年金基金

TEL: 03-5765-8130 (土・日・祝日を除く、8:50~17:30)

以上

附則別表第2

一時金の支給率

年 齢 (歳)	支給率	年 齢 (歳)	支給率	年 齢 (歳)	支給率
15	0.990	47	5.654	79	6.540
16	1.045	48	5.981	80	6.245
17	1.103	49	6.328	81	5.952
18	1.164	50	6.697	82	5.670
19	1.229	51	7.090	83	5.397
20	1.297	52	7.510	84	5.145
21	1.369	53	7.956	85	4.882
22	1.446	54	8.433	86	4.641
23	1.526	55	8.941	87	4.415
24	1.611	56	9.485	88	4.201
25	1.701	57	10.066	89	3.960
26	1.795	58	10.690	90	3.798
27	1.895	59	11.361	91	3.615
28	2.001	60	12.084	92	3.441
29	2.112	61	11.836	93	3.275
30	2.229	62	11.583	94	3.115
31	2.353	63	11.326	95	2.961
32	2.484	64	11.064	96	2.817
33	2.623	65	10.795	97	2.679
34	2.769	66	10.520	98	2.554
35	2.923	67	10.237	99	2.435
36	3.087	68	9.946	100	2.322
37	3.259	69	9.649	101	2.214
38	3.442	70	9.347	102	2.112
39	3.635	71	9.041	103	2.014
40	3.839	72	8.730	104	1.920
41	4.055	73	8.415	105	1.827
42	4.285	74	8.100	106	1.731
43	4.527	75	7.783	107	1.626
44	4.784	76	7.467	108	1.498
45	5.057	77	7.153	109	1.320
46	5.347	78	6.843	110	1.038

附則別表第4

一時金乗率

年 齢 (歳)	加入員期間	
	20年以上	20年未満
60以下	1.9375	10.375
61	1.5625	6.625
62	1.1875	2.875
62.5以上	1.000	1.000

(注) 年齢に1歳未満の端数月があるときの乗率は、次の算式によって計算し、小数点第4位を四捨五入したものとする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{端数月を切捨て} \\ \text{た年齢に応じた} \\ \text{乗率} \end{array} \right] + \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{端数月を1歳切} \\ \text{上げた年齢に応} \\ \text{じた乗率} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{端数月を切捨て} \\ \text{た年齢に応じた} \\ \text{乗率} \end{array} \right] \right\} \times \text{端数月数} / 12$$

【計算例】 ※ 満78歳2ヶ月で、上乘せ部分の基本年金額が 40,000円 の方

支給率 ・附則別表第2より 78歳 6.843、79歳 6.540、78歳2ヶ月 = 6.843 + (6.540 - 6.843) × 2 ÷ 12 ≒ 6.793

乗率 ・附則別表第4より 62.5歳以上 20年以上 1.0

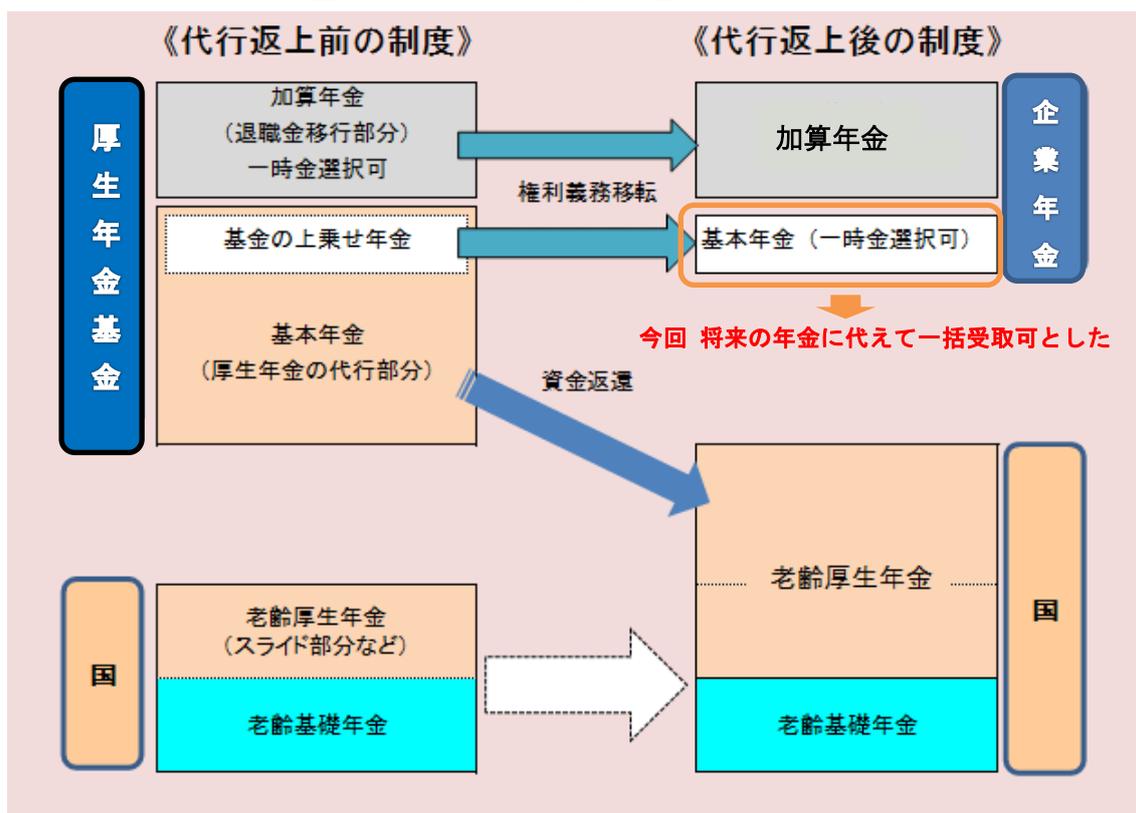
一時金額 = 271,720円 40,000円 × 6.793 × 1.0 = 271,720円 ≒ 271,800円

【 解 説 】

平成18年1月の厚生年金代行返上により、旧日本金属厚生年金基金の上乗せ部分（加算年金と基本上乗せ年金）の支給義務と積立金は、当企業年金制度に継承されました。

当時、既に年金受給者であった方、満55歳以上であった方、雇用契約が臨時職員であった方等で、制度移行にあたって「一時金」・「有期年金」を選択されず、「終身年金」を選択された皆様が、今回のご案内の対象となります。下図をご確認ください。

図： 旧日本金属厚生年金基金の「上乗せ年金」＝基本年金



今回のご案内の「一括受取り」の対象となる年金は、「基本年金」となります。

皆様が在職中に、毎月の給与の千分の1に当たる額を会社が拠出して、基金に積み立てたものが、「基本年金」となっています。

加算年金について

旧日本金属厚生年金基金では、加算年金部分の受給権を得るには、第1加入員期間・「当時の所謂正社員期間」20年以上の条件が必要でした。また、加算年金は55歳で年金か一時金の選択ができました。

なお、年金受給の場合は「15年保証・終身」であり、70歳で保証額が0円となるよう逡減して行く設計であったために、今回一括受取りの対象としておりません。

日本金属企業年金基金規約 新旧対照条文

新	旧
<p>附 則</p> <p>(旧基金の受給権者に関する経過措置)</p> <p>第7条 前条の規定に基づき、旧基金の権利義務を承継した場合において、当該権利義務を承継したときにおける受給者（以下「承継受給権者」という。）が選択した場合は、当該権利義務を承継した基本年金額に係る給付に代えて、一時金を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旧基金の受給待期者に関する経過措置)</p> <p>第8条 附則第6条の規定に基づき、旧基金の権利義務を承継した場合において、施行日の前日において旧基金の加入員であった者（附則第2条第1項ただし書きに該当する者を含み、受給者を除く。以下「承継受給待期者」という。）が選択した場合は、当該権利義務を承継した基本年金額に係る給付に代えて、一時金を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(旧基金の受給権者に関する経過措置)</p> <p>第7条 前条の規定に基づき、旧基金の権利義務を承継した場合において、当該権利義務を承継したときにおける受給者（以下「承継受給権者」という。）が<u>施行日又は60歳に達したとき</u>に選択した場合は、当該権利義務を承継した基本年金額に係る給付に代えて、一時金を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旧基金の受給待期者に関する経過措置)</p> <p>第8条 附則第6条の規定に基づき、旧基金の権利義務を承継した場合において、施行日の前日において旧基金の加入員であった者（附則第2条第1項ただし書きに該当する者を含み、受給者を除く。以下「承継受給待期者」という。）が<u>施行日又は60歳に達したとき</u>に選択した場合は、当該権利義務を承継した基本年金額に係る給付に代えて、一時金を支給する。</p> <p>2 (略)</p>